

# 「平成31年度に実施した仕事」の振り返りシート（A：裁量有）

記入日 令和 2 年 7 月 1 日

事業名称		総務管理費（特別会計）[地方公営企業法適用事務]									
予算科目	款 1	総務費	項 1	総務管理費	目 1	総務管理費	事業番号	1			
事業の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 補助対象 <input type="checkbox"/> 市が実施することが法律等で義務付けられているもの(市の上乗せあり)										
担当部署・課長名	下水道 課 公営企業会計等担当					課長名	廣瀬 裕				
この仕事は、どの【施策】の課題を解決するための手段ですか。						施策番号	4 - 1				
【施策名】 市街地の整備						総合計画書(ページ)	83				
1 この仕事の目的	① 誰(何)を対象にしていますか。			① ①の対象数や量を、あらわすもの(対象指標)							
	下水道事業特別会計			地方公営企業法を適用する会計数							
	→										
2 指標の推移	② ①をどのような状態にしたいのですか。[簡潔に]			② ②の状態になった数・量をあらわすもの(成果指標)							
	地方公営企業法を適用し、従来の官庁会計から地方公営企業会計へ移行する。			地方公営企業法適用の準備を行った会計数							
	→										
3 経費	③ そのために何をしましたか。			③ ③をどのくらい行いましたか(活動指標)							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公営企業の設置等を定める条例、財務に関する特例を定める規則等、必要となる条例を制定・改正した。</li> <li>令和2年度予算編成から、企業会計での予算とするため、固定資産台帳を整備した。</li> <li>法規事務や会計事務等関係部局職員への研修を実施した。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>東大和市下水道事業の設置等に関する条例の制定、東大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則を制定した。</li> <li>令和2年4月1日時点での固定資産台帳を整備した。(参考)固定資産台帳に登録した資産の数：約1,000件</li> <li>研修については、2回実施した。</li> </ul>							
	→										
		単位	過去2年間の実績		当該年度	成果目標					
			平成29年度実績	平成30年度実績	平成31年度実績	令和2年度目標	令和3年度目標				
2	対象指標	①の数値	件	1	1	1					
	成果指標	②の数値	件	1	1	1					
	目 標	②の目標値	%	100	100	100					
		目標値設定の考え方 東大和市下水道事業地方公営企業法適用基本方針に基づき、令和2年4月1日から下水道事業に地方公営企業法を適用する。									
	活動指標	③の数値	%	100	100	100					
3	事業費(実績)		円	5,724,000	20,152,800	15,002,900	※人件費の所要人数は、基本的には「人」で表わしますが、一時的な仕事については時間数での表示も可とします。その場合単位を「時間」に変更してください。 人件費(再任用職員以外) 年間単価は、831,000円 時間単価は、4,300円 で計算してください。 【算出根拠】平成30年度決算数値。 (退職手当組合負担金、共済費も含む。)				
	財源	一般財源	円	5,724,000	20,152,800	15,002,900					
		特定財源	円								
		(うち受益者負担)	円								
	人件費(目安)	所要人数(再任用以外)	人	1.2	1.2	1.2					
		所要人数(再任用)	人								
		職員人件費(再任用以外)	円	9,892,800	9,892,800	9,892,800					
	職員人件費(再任用)	円									
事業費+人件費		円	15,616,800	30,045,600	24,895,700						
4 環境変化等	(1) 開始年度	29 年度									
	(2) 環境の変化	令和2年4月1日から地方公営企業会計へ移行することに伴い、令和3年3月31日で打切決算を行ったことから事業費は決算額と異なる。 ・総務省の要請により、人口3万人以上の団体における下水道事業のうち公共下水道事業及び流域下水道事業については、令和2年4月1日までに地方公営企業法の適用見込みの団体が815団体中、810団体となっている。(総務省「公営企業会計適用の取組状況(平成31年4月1日時点)」から) ・東京都内26市においては、令和2年4月1日ですべての団体が地方公営企業法を適用する状況となっている。 ・当市における状況は、平成30年度当初から法適用業務の支援委託を受けるコンサルに加え、システムベンダとも委託契約し、市を含めた3者で法適用に取り組んでいる。今後は、従来の官庁会計から、公営企業会計基準に沿った経理処理を行うこととなる。									

事業名称	総務管理費（特別会計）[地方公営企業法適用事務]		
担当部署・課長名	下水道	課 公営企業会計等担当	課長名 廣瀬 裕

5 市民等の意見	この仕事に関して、平成31年度中に寄せられた市民・議会等の意見、また、市民・サービス利用者等の実態やその意識について (実態、意識) ・公共下水道の人口・世帯に対する普及率は99.9%に達しており、普及に向けた整備から維持管理の段階にある。 ・水環境に配慮する意識の高まりや、節水機能の高いトイレの利用など、普段の生活におのずと取り込まれ、水の使用量は意識することなく減っている。 (意見等) ・市議会において、現在及び将来にわたる東大和市における下水道事業の課題はどういうものかとの質問があった。		
	6 市民協働	(1)この仕事の実施にあたり、市民協働に取り組みましたか。取り組んだ場合、取組手法欄の種類から番号を選択し、取組手法欄に番号を記載してください。(複数回答可)	
<input type="checkbox"/> 取り組んだ		取組手法： 【取組手法の種類】 ①共催 ②実行委員会・協議会 ③事業協力 ④事業委託 ⑤補助・助成 ⑥情報提供・情報交換（広報媒体： ） ⑦後援・場の提供 ⑧その他（ ）	
7 課題	(2)令和2年度に向け、さらに適した協働の形態とするために「考え」「気付いた」点 公共下水道の普及により、下水道を意識することが薄くなっているが、公共下水道を整備したことで生活環境が改善され、下水道使用料によって維持し、環境を支えている。市民の理解や協力を得るため、下水道事業の運営についてわかりやく情報提供を行い、下水道事業の持続可能な経営に努めたい。		
	(1)平成31年度に課題とした内容（「平成30年度に実施した仕事」の振り返りシート7課題（2）を転記） 平成31年度中に法適用に係る調整の全てを終えなければならないため、常に進捗を管理しつつ、関係する事務処理に漏れがないかなど、コンサル、システムベンダ及び関係課と連携を密にして十分な検討を行う。		
8 施策貢献状況	(2)(1)の課題解決に向けた取組や、事務改善など、平成31年度に実施したこと。 ①コンサル及びシステムベンダとの調整、コンサル主催の職員向け研修会の実施。 ②庁内関係課への情報提供及び担当者との調整に当たり、移行準備に要する項目について、関係各部署ごとに調整を実施。 ③金融機関及び税務署等との調整。		
	(3)(2)を踏まえた今後の課題（仕事の最適化・合理化の提案） 実務に沿った適切な事務処理ができるようができるよう、事務の流れを随時確認し、見直す。		
9 今後の方向性	8 施策貢献状況（この仕事は、総合計画（基本計画）に掲げる課題の解決手段になっているか。） 施策名： 市街地の整備 <input checked="" type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> 環境の変化等により成果が減少している <input type="checkbox"/> 類似の事業が他にあり改善の余地がある(事業名： )		
	(1)仕事の方向性（「7 課題（3）」の課題及び「8 施策貢献状況」を踏まえた具体的な改革・改善案など） <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 【取組内容】 企業会計への移行により、決算の早期化、財務諸表や経営状況の判断基準となる各種指標を適切に算定し、類似団体等との数値比較などを通して市民への分かりやすく示す。 このことにより、市民の理解を得ながら、将来にわたって下水道事業の持続可能な運営に資する。 (2)上記(1)の取組にあたり、克服すべき問題点、必要な調整・準備等 下水道事業特別会計（官庁会計）については、令和2年4月1日をもって廃止となるため、適切な決算事務を行う。 新設した下水道事業会計（公営企業会計）については、会計事務をはじめとした業務が円滑に進むよう、地方公営企業会計基準等の理解を深めることが課題である。		